

◆原野商法の二次被害が増え続けています！

原野商法とは、値上がりする見込みのない山林や原野などの土地を、値上がりするかのように偽って販売する商法です。最近、かつての原野商法の被害者が再び狙われる「二次被害」にあったと思われる相談が寄せられています。

夫が40年前に購入した山林を買い取ると、事業者から電話があった。話を聞くと「山林を売却するためには、別の山林を購入するように。その土地は、将来太陽光発電の会社が買い取るはず」と言うので契約した。元の山林は買い取ってもらったが、新たに買った山林との差額を払ったケースや、所有している山林の実際管理しているか確認できない管理料を請求されたり、「ネット上に売却広告を出す」といって高額な広告料を払ったが売却できないというケースもあります。

「土地を売りたい人がいる」「高価格で売却できる」などのセールストークをうのみせず、不審な勧誘はきっぱり断ってください。

また、土地が所在する自治体に、土地の状況を問い合わせたり、自分や家族の目で登記情報や現地を確認して、少しでも不審な点があれば、契約しないでください。

なお、いったん契約すると解約が困難な場合がありますので、おかしいと思ったら、契約前に大阪市消費者センターにご相談ください。

◆湯たんぽのやけどにご注意！

寒い季節は湯たんぽをお使いの方も多いと思いますが、湯たんぽの破裂ややけどの事故が、(独)国民生活センターや(独)製品評価技術基盤機構(NITE: ナイト)から公表されています。

電子レンジで温めるタイプの湯たんぽをオート加熱で温めたり、IHヒーターで直接加熱できるタイプの湯たんぽで、キャップを外さずに加熱した結果、湯たんぽが破裂した例や、就寝中湯たんぽに長時間触れ続けた結果「低温やけど」を負ったケースがあります。

必ず製品の注意表示や取扱説明書を確認し、正しく使用してください。また、同じ部位を長時間温めないようにし、違和感や熱いと感じたら直ちに使用を中止してください。

【キャップをしたまま加熱し、破裂した湯たんぽ】



【NITE・製品安全センターミニポスターから転載】

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・ 消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

- ・ メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・ 面談：大阪市消費者センター（※予約不要）
 その他の面談場所（※要予約 6614-0999）
 - ・ 天王寺サービスカウンター
 - ・ 市民相談室(市役所1階)
 - ・ クレオ大阪各館[北部館・西部館・南部館・東部館・中央館]

